

お知らせ

「一般競争入札(事後審査型)における提出書類」 の改正を行います。

令和7年12月1日以降に入札公告する入札に適用します。

1. 改正内容

- 1 参加資格等確認申請書(入札後の資格審査時に提出いただく書類)について、事務軽減から「押印の省略」と「提出書類の削減」を行います。

【押印の省略】

一般競争入札参加資格等確認申請書(様式第1号、第5号(単体用)、様式第2号、第6号(JV用))、資本関係又は人的関係確認書への押印を不要とする。

【提出書類の削減】

「会社更生法疎明書面(自認書)」及び「民事再生法疎明書面(自認書)」を不要とする。

- 2 参加資格等確認申請書の提出方法を下記のとおり改正します。

【現行】

持参のみ

【改正後】

- ・持参
- ・電子メール
- ・ファイル転送サービス
- ・郵便、信書便

2. 適用日

令和7年12月1日以降に入札公告を行う入札より適用します。

3. その他

適用日以降に使用する様式は、入札案件の公告と併せて提供いたします。